



マニュライフ・ アジア経済圏・小型成長株ファンド 愛称:グローイング・アジア

追加型投信／海外／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号
設立年月日:2004年4月8日
資本金:1億4,050万円(2021年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:5,452億円(2021年6月末現在)

電話番号:03-6267-1901(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス: www.mamj.co.jp/

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(中小型株)))	年4回	アジア、 オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

- 本目論見書により行う「マニュライフ・アジア経済圏・小型成長株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月9日に関東財務局長に提出しており、2021年9月10日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
また、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、前記の照会先にお問い合わせ下さい。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて主に日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式に分散投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてアジア・オセアニアの小型株式に投資します。

- ルクセンブルグ籍外国投資法人「マニユライフ・グローバル・ファンドーアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド」(以下「MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド」といいます。)(米ドル建て)への投資を通じて、主にアジア・オセアニアの小型株式に投資を行います。

※主要な投資対象国・地域

オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール等*

*投資対象国・地域は上記に限定されません。

2 リスク管理を徹底しつつ、割安で成長の期待できる銘柄に投資を行い、値上がり益の獲得をめざします。

- 企業分析に基づいて割安で成長の見込まれるアジア・オセアニアの株式を厳選し、分散投資を行います。
- 継続的に企業調査やモニタリングを行い、リスク管理を徹底します。

3 アジア・オセアニアの小型株式への投資は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッドが行います。

- マニユライフ・インベストメント・マネジメントはアジア10カ国・地域に運用拠点を構えており、80名のアジア株式運用プロフェッショナルが在籍しています。(2021年3月末現在)
アジア株式運用チームはそれらの調査力を活用して運用を行います。

4 3ヵ月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。

- 毎年3、6、9、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

5 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

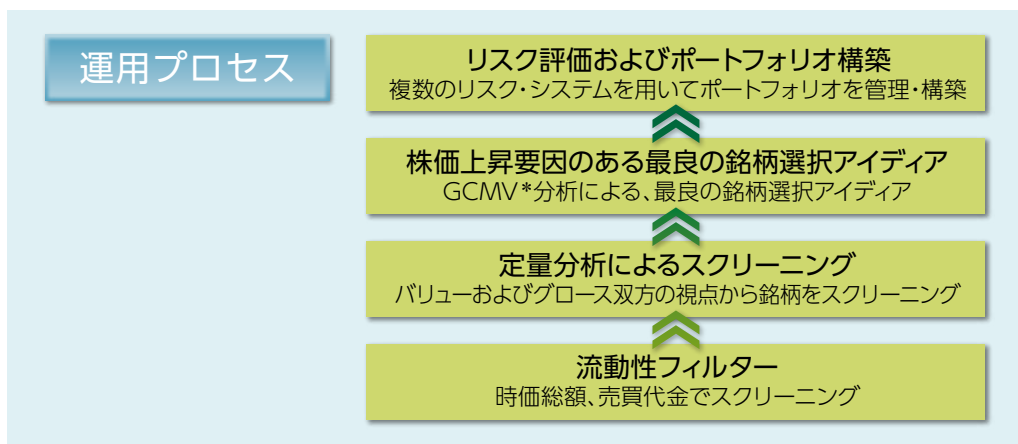
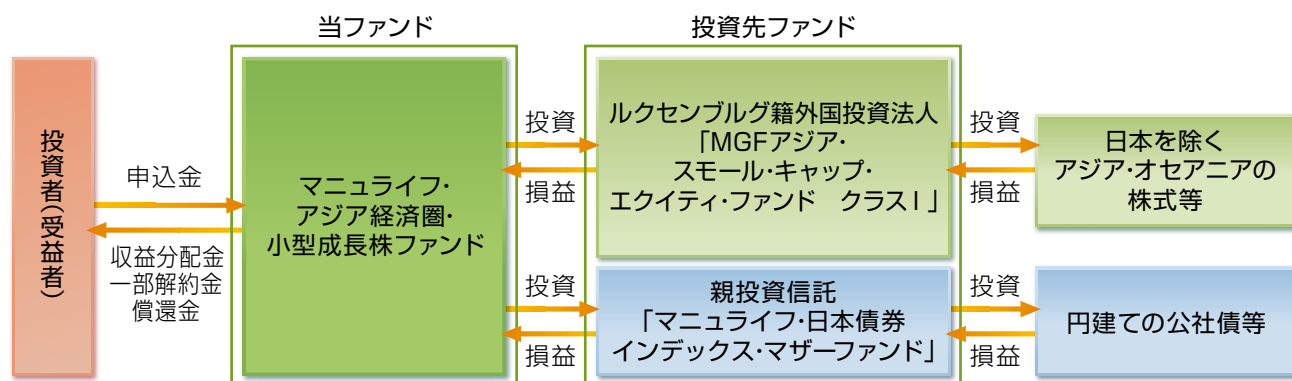
- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

●当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



*G:成長性、C:キャッシュ創出力、M:経営陣、V:株価水準

※上記は「MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド」の運用プロセスです。

※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社の概要

マニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

■ 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
- 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

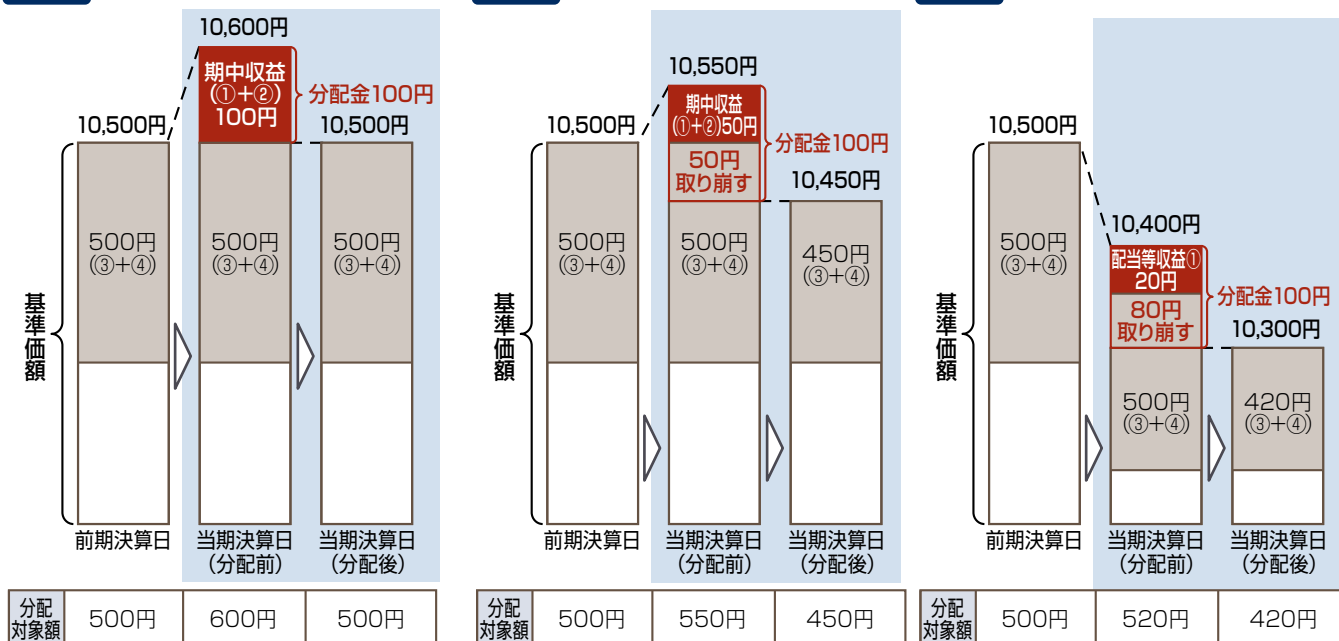
(1) 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

(2) 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA

ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合

ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日（分配後）と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースB：分配金受取額100円+当期決算日（分配後）と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

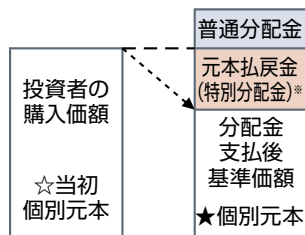
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日（分配後）と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

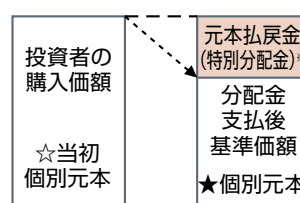
■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金の課税については、後掲の「手続・手数料等」の「ファンドの税金」をご覧ください。

追加的記載事項

●投資対象としている指定投資信託証券(ファンド)の概要(2021年7月1日現在)

ファンド名	マニユライフ・グローバル・ファンドーアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド クラスI
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式を主要投資対象とします。
投資目的	主として日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式に分散投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
関係法人	運用会社:マニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッド 管理会社:マニユライフ・インベストメント・マネジメント(アイルランド)リミテッド 保管銀行・管理事務代行会社:シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー(ルクセンブルグ・ブランチ)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて分配を行います。
設定日	2006年11月30日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
運用・管理報酬等	年率0.445%程度

※指定投資信託証券の基準価額の計算においては、スイングプライスを採用しております。これは多額の流出または流入があった場合、当該指定投資信託証券に発生するコストが既存受益者に及ぼす影響を軽減するためのものです。日々の純流出入額が当該指定投資信託証券の純資産総額の一定割合を超えた場合、管理会社の裁量により基準価額が調整されます。

ファンド名	マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
主な投資対象	NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
投資目的	わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
関係法人	委託会社:マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
設定日	2009年2月13日
信託期間	無期限
決算日	毎年2月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	ありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等を実質的に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体の財政・財務状況の悪化・倒産等によって、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

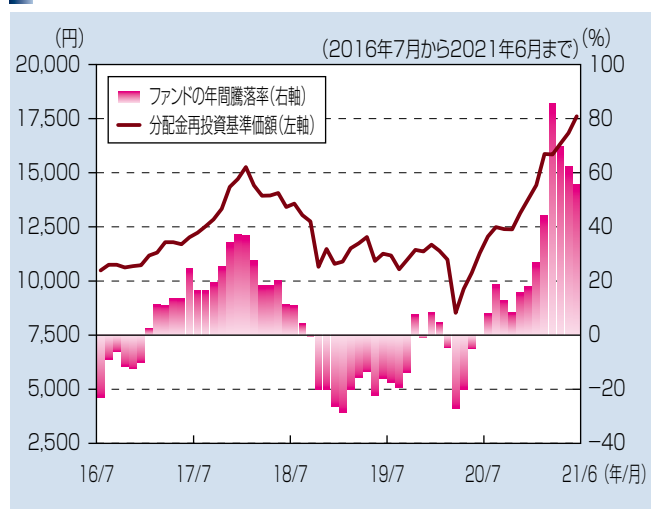
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

リスク管理体制

委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う投資信託パフォーマンス・レビュー、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行うリスク管理委員会の2つの検証機能を有しております。外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。

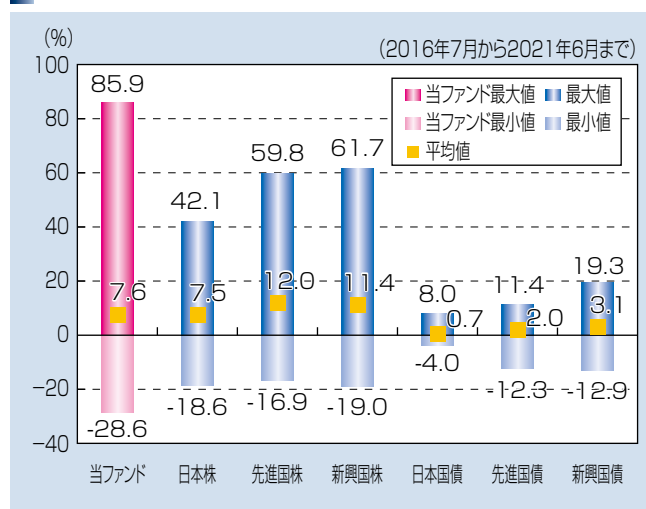
(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)

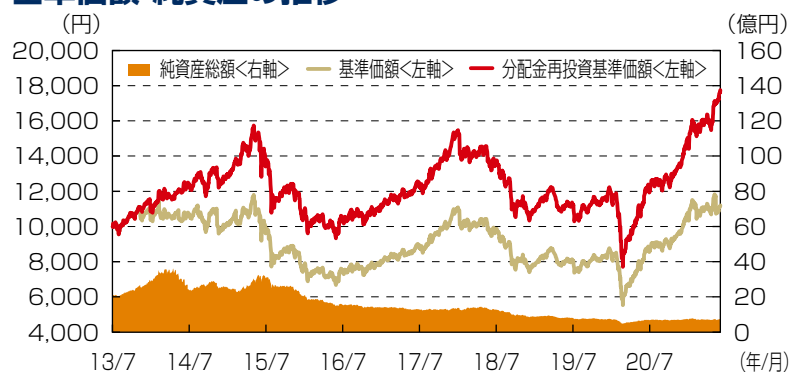
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します (東証株価指数: 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス: MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債: 野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス: FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移



※基準価額、分配金再投資基準価額は、信託報酬等控除後の値です。
※分配金再投資基準価額は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。
また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

2021年6月30日現在

基準価額	11,122円
純資産総額	7.3億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2020年6月	0円
2020年9月	0円
2020年12月	0円
2021年3月	400円
2021年6月	1,000円
直近1年間合計	1,400円
設定来合計	5,000円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

主な資産の状況

■資産別構成比

組入ファンド・資産	比率
MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド クラスI	93.6%
マニライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	0.02%
現預金等	6.4%
合計	100.0%

※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。
※計理処理の仕組み上、「現預金等」の数値がマイナスになることがあります。

■ポートフォリオの状況(当ファンドが主要投資対象とするMGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド クラスIのデータです。)

※現地の2021年6月最終営業日のデータです。※マニライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッドのデータを元に記載しています。

●国・地域別構成比(上位5カ国・地域)

国・地域	比率
中国	20.4%
台湾	19.7%
韓国	16.5%
インド	12.6%
オーストラリア	11.1%

●通貨別構成比(上位5通貨)

通貨	比率
台湾ドル	19.1%
香港ドル	16.1%
韓国ウォン	16.0%
インドルピー	12.7%
オーストラリアドル	10.7%

●業種別構成比(上位5業種)

業種	比率
資本財・サービス	20.7%
一般消費財・サービス	20.2%
情報技術	16.2%
ヘルスケア	11.4%
金融	9.0%

※国・地域別構成比、業種別構成比は現物株式評価額に対する比率です。また、通貨別構成比は純資産総額に対する比率です。

●組入上位10銘柄

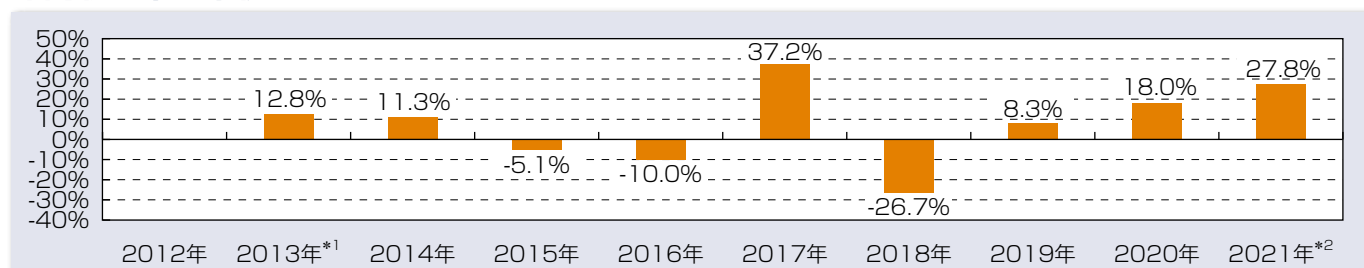
(組入数:83銘柄)

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	iファスト・コーポレーション	シンガポール	金融	2.9%
2	I-MAB	中国	ヘルスケア	2.9%
3	NICE信用評価情報	韓国	資本財・サービス	2.5%
4	パプコー	オーストラリア	一般消費財・サービス	2.5%
5	エクラ・テキスタイル	台湾	一般消費財・サービス	2.5%
6	ALS	オーストラリア	資本財・サービス	2.3%
7	ミンス・グループ	香港	一般消費財・サービス	2.2%
8	ジャコ銀行	インドネシア	金融	2.2%
9	ネイチャー・ホールディングス	韓国	一般消費財・サービス	2.0%
10	フロンティア・ホールディングス	香港	ヘルスケア	2.0%

※組入比率は純資産総額に対する比率です。

※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間収益率の推移



*1:2013年:設定日(2013年7月31日)~2013年12月末の収益率 *2:2021年:2021年1月~2021年6月末の収益率

※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額=基準価額-信託財産留保額)とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	●ルクセンブルグの銀行休業日 ●香港の銀行休業日 ●香港証券取引所休業日 ●12月24日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2021年9月10日から2022年3月10日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 止	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
信 託 期 間	原則として、無期限です。(2013年7月31日設定)
繰 上 償 還	信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還となります。
決 算 日	毎年3、6、9、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収 益 分 配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
信 託 金 の 限 度 額	700億円
公 告	電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 www.mamj.co.jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。
運 用 報 告 書	毎年6月、12月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等 – ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.85%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日のファンドの純資産総額に年率1.5345%(税抜1.395%)を乗じて得た額とします。	
	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率0.57%
	販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.80%
	受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率0.025%
	ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
投資対象とする投資 信託証券の信託報酬等	年率0.445%程度 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、組入資産の売買にかかる費用、管理報酬等がかかります。	
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 年率1.9795%(税込)程度 となります。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した投資者が実質的に負担する信託報酬率の概算値です。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
その他の費用・ 手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率(上限年率0.2%(税込))を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。	
	組入の有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。 これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。	

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- *上記は、2021年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
- *外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。